

調書（決定）

事件の表示 平成25年（行ヒ）第313号

決定日 平成25年9月19日

裁判所 最高裁判所第一小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 広島高等裁判所平成24年（行コ）第9号（平成25年4月18日判決）

裁判官全員一致の意見で，次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年9月19日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録（抄）

申立人 熊谷海事工業株式会社

同補助参加人 Y1

相手方 広島県

同代表者 広島県労働委員会

同補助参加人 全日本海員組合

同参加人 国土交通大臣